

福祉タクシー、はり・きゆう等施術費の助成申請の受付を始めます

令和3年4月以降、「福祉タクシー」、「はり・きゆう等施術費」の助成制度を利用する場合は手続きが必要です。

4月以降も引き続き利用を希望する方、また、これから利用しようとする方は、利用申請書を提出してください。（現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゆう等施術料金割引証は4月以降利用できなくなります）

福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康の増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部（基本料金）を助成する制度です。

■利用対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

■交付枚数

・人工透析患者……年間48枚
・身体障害者等……年間24枚
・満80歳以上……年間12枚

■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

■有効期限

4月1日～令和4年3月31日

■申請手続き

○場所

福祉課または各総合支所・出張所

○持参するもの

・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・印鑑



はり・きゆう等施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゆうの施術費の一部を助成する制度です。

■利用対象者

満65歳以上の方

■交付枚数

最大で年間48枚（1カ月4枚）

■内容

町の指定する施術所で、はり・きゆう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

■有効期限

4月1日～令和4年3月31日

■申請手続き

○場所

福祉課または各総合支所・出張所

○持参するもの

・印鑑

※4月からの利用をご希望の方は、3月15日(月)までに申請してください。

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班
☎0820(77)5505

浄化槽を設置されている皆さまへ

設置された浄化槽は、定期的に保守点検や清掃をしないと、適正な処理ができなくなり悪臭の原因となります。浄化槽設置者には浄化槽法に基づき、定期の保守点検と清掃、年1回の法定検査が義務付けられています。

保守点検・清掃について

保守点検とは、常に浄化槽を正常な状態に保つための定期検査のことで、浄化槽の点検、修理や消毒薬の補充を行います。また、清掃は浄化槽に溜まった汚泥等の引き抜きを行います。保守点検は山口県の登録を受けた保守点検業者に、清掃は周防大島町の許可を受けた業者に委託をしてください。

法定検査について

法定検査とは、登録業者による保守点検、清掃が適正に行われているか、浄化槽が十分な機能を発揮しているかを指定検査機関（一般社団法人山口県浄化槽協会）が確認する大変重要な検査で、設置者には法定検査を受ける義務があります。法定検査には、浄化槽の使用開始後3カ月から

■法定検査料金

（5、7、10人槽の場合）
・7条検査 9500円
・11条検査 5500円
（単独処理浄化槽は、4200円）

■問い合わせ

・柳井健康福祉センター
☎0820(22)3631
・町下水道課 下水道班
☎0820(79)1014
・山口県浄化槽協会柳井支部
☎0820(22)4665